

Crest Lab 支払い遅延・未入金対応ガイドライン（附則第2号）

制定日：2025年11月1日

発行：Crest Lab（Team Dreadnoughtus）

第1条（目的）

本ガイドラインは、Crest Labにおける業務委託契約およびクリエイティブ制作業務において、クライアントからの支払い遅延・未入金・キャンセル等の想定外事案が発生した場合の対応基準を明確化し、公正かつ安定した取引運営を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本ガイドラインは、Crest Labが発行する見積書・請求書・契約書に基づく全ての取引に適用される。

第3条（契約の成立および着手金）

- 双方が見積金額および制作内容に合意した時点で契約は成立する。
- 契約成立後、クライアントは契約金額の70%を着手金として支払う。
- 着手金の入金確認をもって正式な制作着手とする。

第4条（支払い遅延時の対応）

- 支払い期限を過ぎた場合、年14.6%の遅延損害金および事務手数料を請求できる。
- 支払いが確認できない場合、Crest Labは以下の措置を講じることができる。
 - 督促通知の送付（メールまたは書面）
 - 制作・納品の一時停止
 - 契約解除およびキャンセル料（契約金額の70%）の請求

第5条（未入金のまま放置された場合）

- 着手金の未払いが14日以上継続した場合、クライアントの契約違反とみなし、契約金額の70%をキャンセル料として請求することができる。
- Crest Labはその後の制作義務を負わない。

第6条（法的措置）

悪質な未払い・虚偽連絡・連絡不能等が発生した場合、Crest Labは内容証明郵便による催告、または法的手続（簡易裁判・債権回収）を行うことができる。

第7条（附則）

1. 本ガイドラインは「CrestLab利用規約」「キャンセルポリシー」「報酬・支払い・納期規定書」と一体的に運用する。
2. 必要に応じて改定し、関係者へ通知を行う。

代表者：Crest Lab 代表 草野 開